

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：労働費 項：労政費 目：労政費

事業名 労働者福祉協議会事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 労働雇用課 労働企画係 電話番号：058-272-1111 (内 3123)

E-mail： c11367@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,443 千円 (前年度予算額：5,443 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,443	0	0	0	0	0	0	0	5,443
要求額	5,443	0	0	0	0	0	0	0	5,443
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

雇用・労働環境が大きく変化する中、県内で働く労働者一人ひとりが生き生きと働き続けられるように、労働者福祉の向上を図っていく必要がある。

岐阜県労働者福祉協議会は、県内の労働組合の多数が属する組合連合である連合岐阜など県内の248団体が加盟する県内最大の労働福祉団体であり、県内で働く労働者の福祉向上のための事業を幅広く展開している。

(2) 事業内容

当該協議会が実施する、労働団体等との連絡調整、労働者の健康で文化的な生活福祉の向上を図るための体育・文化活動等に係る事業費に対し助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

○一般事業費

補助対象経費の3/10以内又は知事が定める額のいずれか低い方の額

○勤労者球技大会運営費、勤労者文化活動事業費

補助対象経費の10/10以内又は知事が定める額のいずれか低い方の額

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,443	一般事業費 2,020 千円 球技大会活動事業費 1,023 千円 文化活動事業費 2,400 千円
合計	5,443	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	労働者福祉協議会事業費補助金
補助事業者（団体）	岐阜県労働者福祉協議会 （理由） 当該協議会は県内最大の労働福祉団体（加盟248団体）であり、県内労働者の福祉向上のための事業を幅広く展開している。
補助事業の概要	（目的） 当該協議会への支援を通じて、労働者の健康で文化的な生活福祉の向上を図る。 （内容） 当該協議会が行う体育・文化活動など各種事業に対して助成を行う。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） ○一般事業費 補助対象経費の3/10以内又は知事が定める額のいずれか低い方の額 ○勤労者球技大会運営費・文化活動事業費 補助対象経費の10/10以内又は知事が定める額のいずれか低い方の額 （理由） 当該協議会は自主財源に乏しく、県内各地域において労働者福祉の向上を図る事業を展開していくためには、一定の財政支援が必要である。
補助効果	当該協議会の行う活動への支援を通じて、県内各地の労働団体等における福祉活動が推進され、労働者福祉の維持・向上に寄与する。
終期の設定	令和3年度 （理由） 継続的な実施が必要な施策であるが、社会情勢等を踏まえた検討が必要であるため。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

引き続き、より多くの労働者の参加が見込める体育・文化活動の企画・実施や、労働者福祉の向上に資するセミナー等の充実を求めていく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①参加者数		2,200	2,200

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	5,443千円	5,443千円	5,443千円	(予算額) 5,443千円	(要求額) 5,443千円
指標①目標	2,100	1,900	2,000	2,200	2,200
指標①実績	2,006	2,268	1,945	(推計値) 2,200	(推計値) 2,200
指標①達成率	95.5%	119.3%	97.7%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

当該協議会が実施した体育・文化活動に多くの労働者が参加し、労働者福祉の維持・向上に寄与した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

より多くの労働者の参加が見込める体育・文化活動の企画・実施や、労働者福祉の向上に資するセミナー等の充実が必要である。

(事業の評価)

・事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い △ : 必要性が低い

(評価) ○ 県内で働く労働者の福祉向上を図っていくためには、当該協議会が行う体育・文化活動事業等に対して一定の支援が必要である。

・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○ : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△ : まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 例年、当該協議会が行う体育・文化活動事業には一定規模の参加があり、概ね期待どおりの成果が得られている。

・事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

○ : 効率化は図られている △ : 向上の余地がある

(評価) ○ 当該協議会は県内最大の労働福祉団体であり、関係団体を通じて、多くの労働者に参加を呼び掛けることができたため、効率的な事業実施が可能である。

(事業の見直し検討)

労働者福祉の向上に係る唯一の施策であり、他に統合できる施策はない。また、当該協議会は自主財源に乏しく、助成を廃止・縮小した場合は、県内各地域において体育・文化活動など労働者福祉の向上を図る事業を実施することが困難になる。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

中小企業の多い本県では、県内の労働組合等が連携して福祉活動を行うことが有用であり、当該協議会への支援の継続が必要である。